

財務省「最終的な調整結果」

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | その他 (特記事項) | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | 各府省からの第1次回答 | | |
|------|------|------------|-----------|---------------------------|--|--|---|---------------------|-------------------------------------|---|-----------------------------------|--|------------------------------------|--|---|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 66 | A | 権限移譲 | 産業振興 | 経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲 | 中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。 | 中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県(複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定は除く)に分かれている。 両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。 両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相関を図、都道府県のそれと一致しなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかと経営革新等支援機関の意見もある。 また、経営力向上計画は国の優先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。 都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。 | 【権限移譲による効果】 経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一体的な支援につながる。 また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 都道府県にとっても、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。 【移譲に際しての懸念と対応策】 経営力向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定も各事業分野ごとの主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に同指針に基づいて認定を行うことが可能であると考える。 【参考】 ■認定件数(H28.7～H29.2) ■全国 16,146件(経産省12,738件、国土交通省1,225件、農水省1,127、厚労省566件、国税庁167 等) うち広島県 419件 | 中小企業等経営強化法第13条、第14条 | 総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 | 広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県 | - | - | - | - | 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、平成28年7月より制度を開始し、1年間で約24,000件の認定を行っている。本制度は経営革新計画と異なり、主務大臣が「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定める一定の事項について、事業分野を指定し当該分野に特化した経営力向上の実施方法を定める「事業分野別指針」を策定し、事業者はその事業分野に応じて、当該事業分野別指針を踏まえて作成し、当該指針を策定した主務大臣に申請し、認定を受けるスキームとなっている。 各主務大臣が認定するのは、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握し、指針を策定した各事業所長大臣が、事業分野ごとの具体的な指針に基づき、直接審査・認定したところが、本計画による経営の向上の上では効果が高いという考え方に基づくもの。また、現在まだ施行後1年を経過したところであり、事業分野別指針の内容を含め、国間で制度全体の運用状況を直接把握し、改善に努めるべき段階。これらの理由から、今後引き続き国で認定を行うことが適当と考える。 |
| 108 | B | 地方に対する規制緩和 | 消防・防災・安全 | 震災証明に係る一連の「手続・制度の見直し」 | 『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手続の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準適用指針に明記すること。 また、被害認定事務において、官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。 | 平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では震災以降、「災害に係る住家の被害認定基準適用指針」に則り、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被害住家等の調査を行った。 当市においては、住家の震災証明交付件数2,449件のうち、「半壊に至らない(一部損壊)」と認定された住家は、2,316件(94.6%)と大半を占めている。 半壊に至らないと判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的な事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請(住家121件)が多く出され、調査期間の長期化を招くこととなった。 また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたる被害を受けているケースがあり、修理に多額の費用を要するものの、公費で被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されることである。 一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含まれる一方で、損害割合が半壊に近しい15%～19%の住家は全体の12.5%にのみならず、生活再建支援制度の対象とならないほか、償還金でも大きな差が生じることとなっている。 さらに、地震保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不協和の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。 | 1.「調査手続の簡素化」 1次調査においては、地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的手順として、①「全ての住家について、被災等写真等の照合による自己申告方式により、被害程度の判定を行う。」、②「明らかに半壊に至らないと判断できる住家については、事例写真等と被災写真の照合により、被害程度の判定を行う。」、③「半壊に至らないと判断できない住家については、外観、傾斜、部位の判定による調査により、被害程度の判定を行う。」といった具体的手順を選択可能な調査方法として、災害に係る住家の被害認定基準適用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることが期待する。 2.「被害の程度及び認定基準の区分の再編」 自治体独自の支援策(災害応急処置、住家の補修補助等)の円滑な運用にあたって、被害の程度及び認定基準の区分については、地方公共団体の判断に基づいた設定が可能である旨、運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。 また、震災証明発行後の疑義に対する窓口対応や2次調査等の所要時間の短縮が図られ、事務負担の軽減につながるかと考えている。 3.「民間の地震保険損害認定基準との調整又は活用」 被害認定事務においては、官民の調査基準を統一したうえで調査の一本化を行うことで、民間保険会社と地方公共団体との連携(調査対象の分担等)や、その調査結果について相互に活用が可能となること。また、民間保険会社のみならず建築士会や土地家屋調査士会等、知識と経験を有する団体と連携するなど、調査に関する対応について、複数の選択肢があればより効率的かつ効果的な調査が可能となる。 | 「災害の被害認定基準」 | 内閣府、金融庁、財務省 | 由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、杵臼市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村 | - | - | 常総市、ひたちなか市、上野市、亀岡市、大塚市、八尾市、伊丹市、鹿島市 | 〇本市では、被災者生活再建支援システムを導入し震災証明書の発給に備えているが、被害程度の判定について、調査開始から確定までに相当の時間を要するものと考えている。制度の改正により確定までの時間が短縮されるのであれば、より生活再建が早期にできるものと思慮される。 〇南浦トラフ巨大地震のような市内全域において甚大な建物被害が発生する災害時には、本市においても調査人員の著しい不足が予想され、より調査手続の簡素化等による業務の効率化が要である。 | 地震保険の目的は、官民共同の保険により、「被災者の生活の安定に寄与すること」にあり、被災された保険契約者に迅速に「保険金」を支払うことにより、地震国における安心の拠り所となってきた。また、今後の巨大地震等への備えから、地震保険制度の信頼性、強靱性が求められている。 今回の検討に当たっては、地震保険と自治体の震災証明のための被害認定・調査の目的、対象、方法、基準、深度の違いや制度変更の必要性等について慎重な検討が必要。 1. 地震保険と自治体の調査基準の統一 地震保険の損害認定は、専門家の意見等に基づき、「長期的な収支損償の範囲内で、できる限り低い償還料」で、「迅速な保険金支払いによる被災者(契約者)の支援」を実現するため、長い年月をかけて調査保険業者が構築してきたシステム。 地震保険の損害認定基準は、主要構造部の被害のみに着目する、再査定の際に同一対象の再調査をしない、などの特徴が図られている。これは、多額の公費の支拂となるため詳細な調査が必要となる震災証明に對し、国民の契約に基づき迅速な保険金支払いを目的とする地震保険の特性によるもの。このように、被害認定基準・手法の違いが大きい中、地震保険の損害認定基準を、より複雑な震災証明の損害認定基準に統一することは、損害査定や保険金支払いの迅速性に大きな影響を及ぼす可能性があるが、被災者(契約者)の理解が得られない、あるいは、支払い保険金や(損害調査費用を含む)保険料の額に大きな影響を及ぼし、地震保険の普及を妨げる要因となるほか、地震保険制度の信頼性を確保できなくなる可能性。 2. 調査の一本化 (1) 調査結果の相互活用 震災証明の発行は災害対策基本法に基づき自治体の責任で行われるもの。国民の契約による地震保険の損害調査の結果を活用する場合、調査結果の責任所在が不明確になり、認定結果に対する不実や差別的結果、地震保険の保険金支払いや、震災証明に基づく公的支援の遅延につながるなどが危惧され、被災者の理解が得られない。 (2) 調査実施の連携 調査保険会社は、国民の契約に基づく責任を負っており、保険会社は地震保険の契約者に対してのみ損害認定(調査)が可能。自治体は、被災者以外の被災者の被害認定を行うこととなるが、被災者は地震保険契約者として以外に区別し、損害の調査を保険会社と自治体で分担することは、被災者間で損害認定の精度や結果の乖離に関する疑問や不信感を醸成する可能性があるが、被災者の理解が得られない。 自治体職員は、被災時には避難所の開設・運営、被災者からの要望対応や各方面との連絡調整など多岐にわたる業務に取組む必要がある中、被災者帯離に地震保険加入の有無により対応に差を設けることは、現場の実情を踏まえ、効率的な被災者支援や負担の軽減にはつながらない可能性がある。 以上から、本提案の実現は困難であると考える。 |
| 168 | A | 権限移譲 | その他 | 国の会計事務に関する委任権限の指定都市への付与 | 指定都市は、一貫した国費事務が可能となり、事務の迅速化・効率化が図られる。県では、指定都市分の形式的な手続きが省略され、事務の効率化が図られる。 さらに、国費事務の責任がより明確になる。 | 会計法第48条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条 | 財務省 | 埼玉県 | - | - | 神奈川県 | 〇【現行制度】 本県内の指定都市についても、国の会計事務を法定受託している県を介さず、直接補助事業にいて国と調整を行っているものが少なくないため、同様の支障が発生しており、会計処理は形式的なものではないと考える。 〇【支障事例】 これらの規定により国の会計事務のすべてを都道府県が行うこととするにはできないが、当該事務をどの範囲で都道府県が行うこととするかによって支障事例を解消する余地がある。 なお、都道府県の事務の実施に支障があるような事務の範囲の設定に対しては、都道府県には、例えば、法の規定により都道府県知事が同意を行わないという意思決定の余地がある。 | | | |

| 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解 | | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) | 各府省からの第2次回答 | 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容 |
|---------------------------|------|-------------------------------|------|---|--|---|--|
| 見解 | 補足資料 | 見解 | 補足資料 | | | | |
| | | | | 【全国知事会】 都道府県知事への移譲を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきである。 | | 事業分野別指針については、関係省庁が緊密に連携しながらPOAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ優良の情報が盛り込まれた指針を提供し続けるよう努めることが、益害両便の国の資金付等決議でも求められていることから、中小企業の生産性向上に関する最新取組事例等を、国側で一次情報として常時把握する必要があり、これを検索に担保するためには、都道府県への委譲（手挙げ方式を含む。）ではなく、国が関係省庁・認定が必要がある。現在まだ施行後1年を経過したところであり国で認定を行うことが適当と考える。 | |
| | | | | 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求め。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求め。 | ○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)から、被害認定調査手続の簡素化や認定の迅速化については見直しの検討を進めるとの趣旨の発言があったところであるが、内閣府(防災担当)において、簡素化に資する写真判定の導入等について、具体的な手順が分かるよう、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改正する等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。 ○ 内閣府(防災担当)において、罹災証明書に地方公共団体独自の被害認定区分を設定することができることを明らかにするとともに、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に盛り込む等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。 ○ 第1次ヒアリングにおいて、金融庁及び財務省から、内閣府(防災担当)が設置した罹災証明制度に係る検討会に参画し、知恵を出すことは不可能でないとの趣旨の発言があったところである。内閣府(防災担当)においては、検討の場を設置し、金融庁及び財務省の参画を求めた上で、民間保険会社にも協力を求め、市町村による罹災証明書の発行が迅速かつ円滑に行える方策について、検討を行っていただきたい。 | 1. 罹災証明制度の見直しについては、内閣府(防災担当)が設置する住家の被害認定調査に係る検討の場において、罹災証明の発行の迅速化・効率化に向けた議論を行う予定。 2. 被害認定調査の簡素化に資する写真判定の導入等については、当該検討の場において結論が得られれば、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正する等により、地方公共団体に対して周知してまいりたい。 3. また、当該検討の場においては、罹災証明発行のための住家の被害認定調査の迅速化・効率化に向けて、金融庁、財務省等関係省庁とも協力して検討を行う。なお、当該検討を進めるに当たっては、地震保険損害調査のノウハウ等、専門的見地からの助言等を受けるため、民間保険会社にも協力を求めることを想定している。 4. さらに、住家の被害の程度が半壊に達しない区分において、地方公共団体が独自に区分を設定することについては現在においても可能であるが、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」に盛り込む等により、地方公共団体に対して周知してまいりたい。 | 6【財務省】 (2)災害対策基本法(昭36法223) 罹災証明書の交付の迅速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定の導入の可能性も含め、内閣府における有識者検討会において、関係府省等が協力して民間団体等の知見も参考にしつつ検討を行い、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づき、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に周知する。 (関係府省・内閣府及び金融庁) |
| | | | | 【全国知事会】 提案の趣旨を適切に踏まえ、更に検討すべき。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。 | | 事務の効率化を図る必要があることは理解するが、そもそも会計法第48条は、地方における会計事務等の円滑、適正かつ確実な執行を図ることを趣旨として、都道府県知事等が国の事務を行うことを可能とする規定であり、分権の議論に関する規定ではない。国の会計事務の円滑、適正かつ確実な執行という趣旨を考慮すれば、国の会計事務を指定都市が行うこととした場合、指定都市以外の事務は引き続き道府県が行わざるを得ず、現行の都道府県が行う場合と比較して会計機関が増えて事務の主体が分散することになり、国にとって特段のメリットがあるとは考えられない。 また、支障事例にあるような県を介さない調整については、当初から県を通じた調整を行う等の各府省における調整余地があるのではないかと。 なお、最後のご指摘の点について、指定都市が行っている交付申請等の直接的かつ実質的な調整は「補助事業者」としての立場に基づいたものである一方、都道府県が行っている会計処理は交付する交付決定者の事務であって、外形上利益相反を避けるため、補助金等を受領する側と交付する側とで事務を分けているものである。 | |